

平成23年度第10回理事会議事概要

日 時： 平成24年3月23日(金) 15:30～16:30

場 所： 特別会議室

出席者： 理事長	鈴木 和夫
理事（企画・総務担当）	福田 隆政
理事（研究担当）	大河内 勇
理事（育種事業・森林バイオ担当）	平野 秀樹
理事（業務承継円滑化・適正化担当）	町田 治之
理事（森林業務担当）	宮本 敏久
監事	滑志田 隆
監事	西田 篤實
総括審議役	森田 一行
総括審議役	安藤 伸博
審議役	渡邊 聡
企画部長	平川 泰彦
総務部長	安樂 勝彦

1. 開会

2. 議事

本日は、議題が3件、報告が3件となっており、次第に従って報告いただくこととしたい。

(- 1) 役員及び職員の給与改定について

(総務部長) < 資料 - 1 を説明 >

国家公務員について、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」が平成24年3月1日に施行されており、当所においても国に準じた取り扱いとするため、役員給与規程の一部改正を同日付で行うとともに、職員の給与改定については同様の内容で労働組合に3月16日に提起した。

改訂の概要は3点からなっており、1番目として、平成23年度の役員及び概ね40歳台以上の職員の俸給月額、非常勤役員の手当を平均0.23%引下げるとともに、給与構造改革の経過措置額の支給期間を平成26年3月31日までとする、また、平成24年、25年、26年4月1日における若年・中堅層の号俸調整を実施する。

2番目として、平成23年4月からの給与較差相当分を平成24年6月に支給する期末手当または期末特別手当で減額調整を行う。

3番目として平成24年4月1日から平成26年3月31日までの特例期間において、俸給月額を職務の級等ごとに4.77%から9.77%減額して支給するとともに、俸給の特別調整額については10%、期末手当、勤勉手当、期末特別手当については9.77%の減額を行うなどの内容となっている。

(理事長)

本件議題については理事会として了承された。

(- 2) 「森林農地整備センター所長」に充てる理事の変更について (案)

(福田理事) < 資料 - 2 を説明 >

森林農地整備センター所長に充てる理事について、旧緑資源機構から森林総合研究所への統合後、日もたっており、統合後の事業が円滑に承継され、業務運営が定着していること、また、コンプライアンスについても業務運営の適正化に着実に成果を上げてきており、職員の意識が高まってきていることから、平成24年4月1日付で主たる業務である森林整備事業を統括している理事を森林農地整備センターの所長に充てることとしたい。

については、案外参考に記載されているが、根拠規程である当所組織及び事務

分掌規程第135条の5第2項を改正するとともに、併せて関連する文書管理、決裁、人事評価に関わるもの等の手続き規程を改正することとしたい。

本件については、業務運営上の重要事項について理事会に諮ることとされているので、単純な規程の改正ということではなく、業務運営上の重要事項ということで、今回提案をさせていただきました。

(大河内理事)

そもそも業務承継円滑化・適正化担当理事が所長とされていたのは、事件があったから適正化等が特に重要であり、その後、業務について十分に改善されたことから今回変更するという理解でいいのか。

(福田理事)

なくなったということではなく、重要性の比率が今までは業務承継円滑化・適正化の方が大きかったものが逆転したものと考えている。

(滑志田監事)

業務承継円滑化・適正化を担当する理事は残ると考えていいのか。任務が変わるということではなく、所長が森林業務担当理事に替わるという理解でいいのか。

(福田理事)

貴見のとおり。

(宮本理事)

業務承継円滑化・適正化担当理事は、経過措置の期間中は置くという理解に変更はないか。

(福田理事)

貴見のとおり。恒久的な組織となった時点で全体が見直しの対象となると考えている。

(理事長)

本件報告については理事会として了承された。

(- 3) 平成24年度計画(案)について

(企画部長) <資料 - 3) を説明>

平成23年度計画と平成24年度計画の主な変更について説明する。

研究開発については、研究の進捗に合わせて見直しが行われているが、業務運営については継続する事項が多いのであまり変更がない形になっており、ここでは特に大きく変更された点について説明する。

まず、研究開発の推進の頭書きに放射線対策についての記載を行うとともに、木質バイオマスの研究課題にペレット化による落葉・落枝の減容化、水資源管理と山地災害防止の研究課題に森林域における放射性物質の循環・動態の解明、除染対策と林内作業の安全性確保などを盛り込んでいる。その外、津波で被災した海岸林の衰弱等に関する研究についても盛り込まれている。

また、成果の公表及び広報に関しては、公開講演会を10月11日に予定しており、放射線関係等社会的関心が高いテーマを選定して実施することを検討している。

(理事長)

本件報告については理事会として了承された。

(- 1) 第45回独立行政法人評価委員会林野分科会概要報告について

(森田総括審議役) <資料 - 1) を説明>

3月14日に第45回独立行政法人評価委員会林野分科会が開催され、業務実績に関する評価基準の改訂案について審議され、了承された。

新たな評価基準は、林木育種事業を含めて「研究・開発」と整理するなど、第3期中期計画の項目立てに基づいて、改訂されており、具体的な内容は評価単位体系図のとおりとなっており、指標の数も整理されている。

今後、6月までに自己評価シートの作成、8月に評価委員会にかけられることになる。

また、評価委員会では、評価基準改訂案の審議のほか、役員給与の改定、政独委の評価に対する意見、独法改革に関する閣議決定についての説明が行われた。

(理事長)

本件報告については理事会として了承された。

(- 2) 平成23年度監事監査報告について

(西田監事) <資料 - 2 監事監査報告書 を説明>

監事監査報告書のとりまとめに当たり、協力をいただいたことに感謝する。

今年は、研究育種部門を監事監査報告書、公共事業部門を監事監査報告書として、同じ様式で作成した。

また、昨年度までの報告書の監査結果に加えて、新たに監事所見という形で個別の研究や放射能対策について特記した。

研究課題に関する監査は、重点課題のうち、「A．地域に対応した多様な森林管理技術の開発」、「B．国産材の安定供給のための新たな素材生産技術及び林業経営システム開発」を取り上げ、研究コーディネーター及び課題責任者にヒヤリングを行い監査した。そのほか、随意契約の見直し、保有資産の利活用、内部統制の状況、広報・情報の公開状況、情報セキュリティ、施設の安全管理、労働安全衛生に関する監査を行い、北海道支所、多摩森林科学園、林木育種センター、北海道育種場、森林バイオ研究センターについては現地での監査を実施した。

研究課題に対する実施結果については、監査対象とした2課題は全体として、よく計画されて実施されていると評価した。内容としては、森林・林業再生プランの最初の方に位置付けられた課題であり、森林・林業再生プランに対して適合した計画になっていると評価した。課題としては、森林・林業再生プランの中でフォレスター等の研修事業に対して職員を講師として派遣しているが、若干、職員の負担が過重になっているのではないかという印象を持ったので研究所の中でサポートできるような仕組みが望まれる。

契約事務に関してはきちんとなされているが、研究業務に関する契約事務は特注的な要件もあり、そのような案件についても随意契約ということではなく、透明性の高い方法を工夫し競争性を確保するよう努めていただきたい。

保有資産、実験林のことであるが、いろいろ指摘されていたので見せてもらったが、具体的な計画を立てて検討が進んでいるということを確認したので、引き続き的確に見直しを進めていただきたい。

内部統制についても問題はないと評価した。

情報公開については、ホームページで様々な情報を公開しているが、支所、育種場についても統一性が高い様式にしていきたい。

情報セキュリティに関しては、体制が整備され、順次進められていることについて評価している。ソフトウェアのライセンスの調査については、引き続き進めていただきたい。

労働安全・管理については、法的な規制に従った管理が行われているが、公表されているように事故事例があることから、今後とも労働安全確保に努めていただきたい。

育種事業に関しては、森林・林業再生プランの根幹ともなる研究開発であり、
精英樹選抜を進めていただきたい。

監事所見については、新たに記述したが、震災への対応、特に放射能への対応、
研究成果等についてまとめている。

(滑志田監事) <資料 - 2 監事監査報告書 を説明>

森林農地整備センターの平成22年事業年度の決算及び22、23年度の業務監査の結果を報告する。時期としては、第2期中期計画の完了と第3期中期計画の初年度となっており、独立行政法人としての重点課題が適切に実施されているかどうかを中心に監査した。報告書の取りまとめに当たっては、会計検査院、総務省、独立行政法人等監事連絡会等の指導、要請等が反映するよう配慮した。

全体としては平成19年度に閣議決定された独立行政法人整理合理化計画の中で「独立行政法人の見直しに関して講ずべき横断的措置」が策定されており、その具体的な項目である 随意契約の見直し、 保有資産の見直し、 給与水準の適正化、 内部統制・ガバナンスの強化 に向けた体制整備の観点からの監査を実施したが、いずれの項目においても適切に業務が遂行されていると判断した。このことについては外部の監査法人との意見交換の中でも多くの部分で見解が一致した。ただし、現在調査中と承知している利用ソフトウェアに関しては、早期に管理体制を構築し、適切な管理に努めていただきたいとの指摘をしている。

事業別には、水源林造成事業に関して、平成22事業年度においては、1700haの新規植栽を実施しており、既存の契約分についても長伐期化など事業展開の見直しを着実に進めていることが理解できた。林道の保全管理業務に関しては、地方公共団体への移管が円滑に推進されていることを確認した。また、特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業に関しては、各区域の完了に向けて適切な努力がなされており、順調に事業の移管が進んでいることを確認した。

報告書の3ページ以降にそのような判断に至った根拠となるデータや考察を記述している。4ページにはグラフで森林農地整備センターの予算を示したが、着実に縮減、集中化が実施されてきたことが金額面で確認できる。

5ページ以降には、契約の適正化、保有資産の処分、給与の適正化が着実に実行されていることに関する見解を記述しているが、特に内部統制の充実・強化、コンプライアンスの取組みについては、熱心に取組みがなされており、着実に成果をあげていることについて記述している。7ページには事業の計画的実行に関する監査結果を記述しているが、特に水源林造成事業に当たっては、

間伐材の販売、長伐期化の変更契約に熱心に取組み、成果をあげていることについて評価している。

10ページ以降は監事所見として、水源林造成事業に関して公益性の確保の取組み、特に地球規模の環境問題に対応した温暖化対策への対応、あるいは生物多様性保全に関する取組み等について記述している。農用地整備事業、特定中山間保全整備事業に関しても今回は環境配慮に着目し、工事で出る有害物質への対策、工事中に発見された希少野生生物への対応、新たに造成したため池の緑化など、それぞれ工夫しながらの農業土木分野における環境配慮についてプラス面から評価している。

また、野生動物との協調の在り方について、昨年監事監査報告書でも指摘した南富良野の事業区域で、エゾシカへの対応が進んでおり、工夫が見られたと記述している。

最後に、東日本大震災への対応については、発災と同時にセンターに災害対策本部を設置し、帰宅困難となった市民を本部事務所会議室に収容して仮泊させるなどの対応が迅速にとられたと評価している。その後も、復旧資材の供給や復興計画策定への参画が積極的に行われ、津波で流亡したカキ養殖筏の再生のための筏用丸太を事業区域から供給したほか、東北支所、育種場等との連携によるイベントの開催についても被災地への激励として記述した。

今後の課題としては、原発事故によって放出された放射性物質への適切な対応が必要となっており、また、台風、豪雨等の災害についてもきちんと対応することが必要であると提言している。

(理事長)

本件報告については理事会として了承された。

(- 3) 独立行政法人、特殊法人等監事連絡会 第32回総会への出席報告について

(滑志田監事) <資料 - 3を説明>

独立行政法人、特殊法人等監事連絡会の年一回の総会が3月14日に総務省講堂において開催された。今回は主賓総務大臣政務官の訓示に続いて、郷原名城大学教授(総務省コンプライアンス室長)から「公法人におけるガバナンスとコンプライアンスの課題」と題する講演があった。コンプライアンスに関しては、社会的要請への対応と目的実現のための協働ということで説明があり、単なる法令遵守にとどまらない社会貢献の全体像として理解した。

なお、新年度の監事連絡会の全体幹事は第5部会が担当し、当研究所が所属

する第7部会（20法人で構成）の連絡世話人は水産総合研究センター監事が担当することとなった。

（宮本理事）

コンプライアンスの意味については、従来のイメージは法令順守その他と理解していたが、規範を守るということではないのか。

（福田理事）

規範という中には社会的要請にどう応えるかということが含まれており、その要請に対応できているかどうか、法令だけではなく、その下のレベルまで十分に見て、考えながら先取りの求められていることに応えていくという、そういう意味では永続的な一種の運動ということで、報告のような説明になったのではないか。研修のように与えられてやるものではなく、常に先取りして自分で考えてやっていくということで、そうしないとコンプライアンスは保てないということと考える。

（宮本理事）

組織の在り方、そのものという感じもする。

（滑志田監事）

組織に対する社会的要請が何であるかを常に問い続けるような、組織の中に永続的な学習意欲が形成されることが重要というように理解した。

（理事長）

本件報告については理事会として了承された。

次回の平成24年度第1回理事会は4月26日（木）に開催予定となった。

3．閉会